

LPガス容器

再検査期限表示を西暦に

経産省 改元を機に分かりやすく

経済産業省は、LPガス容器の再検査期限の表示を和暦から西暦に改め、新元号と同じ5月1日からの施行を予定している。現行規定ではLPガス容器の再検査期限の和暦表示(例「平31-4」)を義務付けてきた。改元に合わせ、経産省は再検査期限を西暦表示に改め、分かりやすくした。

際、現に表示している容器の2点が従来の同規程の施行後、10月31日までの間に表示する。

ただし、同規程の施行後、10月31日までに容器再検査または11月1日以降最初に行う容器再検査については、改正後の基本通達の規定によって表示を行うこととなる。

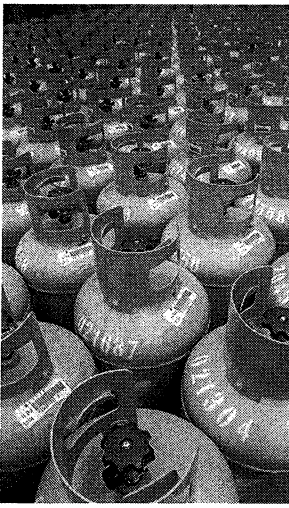
具体的には、基本通達(「LPガス法及び関係政省令の運用・解釈」の第16条(販売の方法の基準)関係の第2号中に明示すべき事項として、年は西暦4ケタ表示とし、月については現行通り「次回の再検査を受けないうでLPガスを充填できる最終日を含む月」で表示する。

高圧ガス保安法第48条

第5項の特別充填許可を受けている容器で、再検査期限よりも特別充填許

る。①基本通達等の一部改正する規程の施行の

経過措置も設けられ



5月1日から容器の再検査期限表示が西暦に変更される